

別記様式第5 別添

三遠地域広域捕獲計画
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

作成主体：静岡県、愛知県

1 計画作成の背景及び目的等

環境省が実施した自然環境保全基礎調査によると、静岡県と愛知県の県境に位置する本事業地域のうち、鳶ノ巣山から雨生山にかけては、第2回調査（昭和53～54年度実施）では確認されていなかったニホンジカが、第6回調査（平成12～16年度実施）では生息が確認されるなど、近年、分布が拡大するとともに生息数が増加し、これに伴う各種被害等が発生している。

静岡県側の引佐・三ヶ日・佐久間地区では、近年、ニホンジカの生息密度が増加傾向にあり、果樹、スギ・ヒノキの苗木の食害や剥皮被害など、農林業被害が顕著な状況となっているほか、下層植生が衰退した森林が増加している。

愛知県側の鳳来東部地区や八名地区（以下「新城地域」という。）では、近年、ニホンジカの生息密度が高くなり、麓の集落等で稲などの農業被害が増加している一方で、地形は急峻で、アクセスが困難な箇所が多いことから、十分な捕獲等が行われていない。

このため、静岡県及び愛知県は、県境付近におけるニホンジカによる生態系への影響や農林業被害の軽減を目的として、両県が連携して本計画を作成し、捕獲の実施に取り組む。

(注) 連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	概況	選定理由・目的	他法令等
引佐・三ヶ日・佐久間地域 (静岡県エリア)	静岡県 浜松市	県境をまたがる山地に位置し、捕獲区域まで車で1時間程度要する。植生は落葉広葉樹林が所々に点在しているが、スギ・ヒノキの植林地が続いている。ササ等の下層植生の被覆度が低く、	近年、生息密度が高い状態が続いており、下層植生の衰退や農林業被害が発生しているほか、車との接触事故が増加している。 これらの軽減に向	

		土壌が露わになっている地域が多い。	け、生息密度を減少させることを目的に、広域連携捕獲を実施。	
新城地域 (愛知県 エリア)	愛知県 新城市	県境をまたがる山地に位置し、捕獲区域まで車で1時間程度要する。 地形は急峻で、植生はスギ・ヒノキが優占している。国指定の天然記念物であるツゲが自生している。	近年、生息密度が高くなっており、農業被害等が増加してきているが、アクセスが悪く十分な捕獲等が行われていない。 農林業被害の未然防止、減少に向け、生息密度を減少させるため、実施。	愛知県新城市が区域外において、新城・北設広域鳥獣被害防止計画に基づく被害防止の目的での捕獲事業を実施。

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。
2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。
3 概況欄には、捕獲コストの要因も分かるよう、事業実施場所の環境（地形、標高、植生、気象条件、土地利用状況、林道の整備状況）、アクセス性（捕獲場所までの移動方法、所要時間）、事業実施の際の宿泊の必要性等を記載する。
4 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由として、捕獲等によって目指す地域の状態（被害や密度等の状況）や、そこで実施する必要性や効果等を記載すること。
5 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
6 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

4 目標

実施区域	目標	備考
引佐・三ヶ日・佐久間地域	生息密度の低減に向け、捕獲数 500 頭	
新城地域	生息密度の低減に向け、捕獲数 25 頭	

(注) 連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、実施区域毎の被害や密度・分布域等に関する目標及びそのために必要な捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

○引佐・三ヶ日・佐久間地域
捕獲を重点的に行う区域（鳶ノ巣山周辺）においては、静岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（交付金事業：効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ））による捕獲。銃猟及びわな猟（くくりわな）とする。

その他の区域においては、静岡県の指定管理鳥獣捕獲等事業（交付金事業：指定管理鳥獣捕獲等事業）による捕獲。銃猟及びわな猟（くくりわな等）とする。

○新城地域
愛知県における指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ））による捕獲。わな猟（くくりわな）とする。

- (注) 1 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。（連携協議会による捕獲（許可捕獲）や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。）
- 2 都府県が事業実施主体となり効果的捕獲促進事業における広域連携タイプと他の捕獲事業を組み合わせる場合、その概要、広域連携捕獲としての妥当性等を記載する。

6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
引佐・三ヶ日・佐久間地域	令和7年4月1日～令和8年3月31日
新城地域	令和7年4月1日～令和8年3月31日

7 捕獲等の内容

(1) 捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模	搬出・処分方法
引佐・三ヶ日・佐久間地域	銃猟及びわな猟（くくりわな等）	銃猟（巻狩り）は10回程度、くくりわな30,000基日程度（想定） 非鉛製銃弾の使用に努め、使用できない場合には、鳥類の鉛中毒防止に配慮する旨を捕獲事業の仕様書に明記する。	搬出が困難な個体は適切に埋設処理する。
新城地域	わな猟（くくりわな）	900基日程度（想定）	搬出が困難な個体は適切に埋設処理する。

- (注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。
- 3 銃猟にあつては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。
- 4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。
- 5 効果的捕獲促進事業のうち広域連携タイプと他の事業を組み合わせる場合にあつては、広域連携の全体が分かるよう、他の事業の内容も含め記載すること。

(2) 実施体制

○引佐・三ヶ日・佐久間地域

事業実施主体：静岡県

実施形態：委託

委託業務の範囲：ニホンジカの捕獲、捕獲実績報告

委託先：認定鳥獣捕獲等事業者等

○新城地域

事業実施主体：愛知県

実施形態：委託

委託業務の範囲：ニホンジカの捕獲、捕獲実績報告

委託先：認定鳥獣捕獲等事業者等

(注) 協議会が事業の実施主体となる場合、連携協議会名を記載する。また、隣接する都府県が連携して広域連携捕獲を実施する場合、関係する都府県名等を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 効率的・効果的实施に向けた工夫

○引佐・三ヶ日・佐久間地域

センサーカメラ等による生息状況調査の結果をもとに、わな設置場所を選定するなど、効率的な捕獲を推進する。

また、捕獲情報アプリを活用して、捕獲事業者及び捕獲従事者の報告事務の手間を軽減させる。また、捕獲情報アプリに蓄積した捕獲日・捕獲位置等の情報から、効率的な捕獲を分析する。

○新城地域

周辺の捕獲等の状況を踏まえ、目標達成のため効果的に捕獲できる時期に実施する。捕獲者は鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣捕獲等をするために必要な技能・知識を有している認定鳥獣捕獲等事業者等から選定する。

(注) 効率的・効果的に捕獲等を実施するための、捕獲場所や時期、方法、捕獲者選定における工夫点を記載する。

9 実施効果の測定・評価方法

○引佐・三ヶ日・佐久間地域

捕獲日、捕獲場所（メッシュ）性別、捕獲後の処理方法、わな設置場所、出猟日、作業人数、わな基数、目撃頭数

推定生息密度やCPUE（捕獲努力量当たりの捕獲頭数）など各種モニタリング結果と合わせて、生息状況の変化を評価する。

○新城地域

捕獲日、捕獲場所（メッシュ）、性別、成獣・幼獣の別、捕獲後の処理方法、わな設置場所、捕獲等作業実施日、作業人数、わな基数

推定生息密度や CPUE（捕獲努力量当たりの捕獲頭数）など各種モニタリング結果と合わせて生息状況の変化を評価する。

○共通

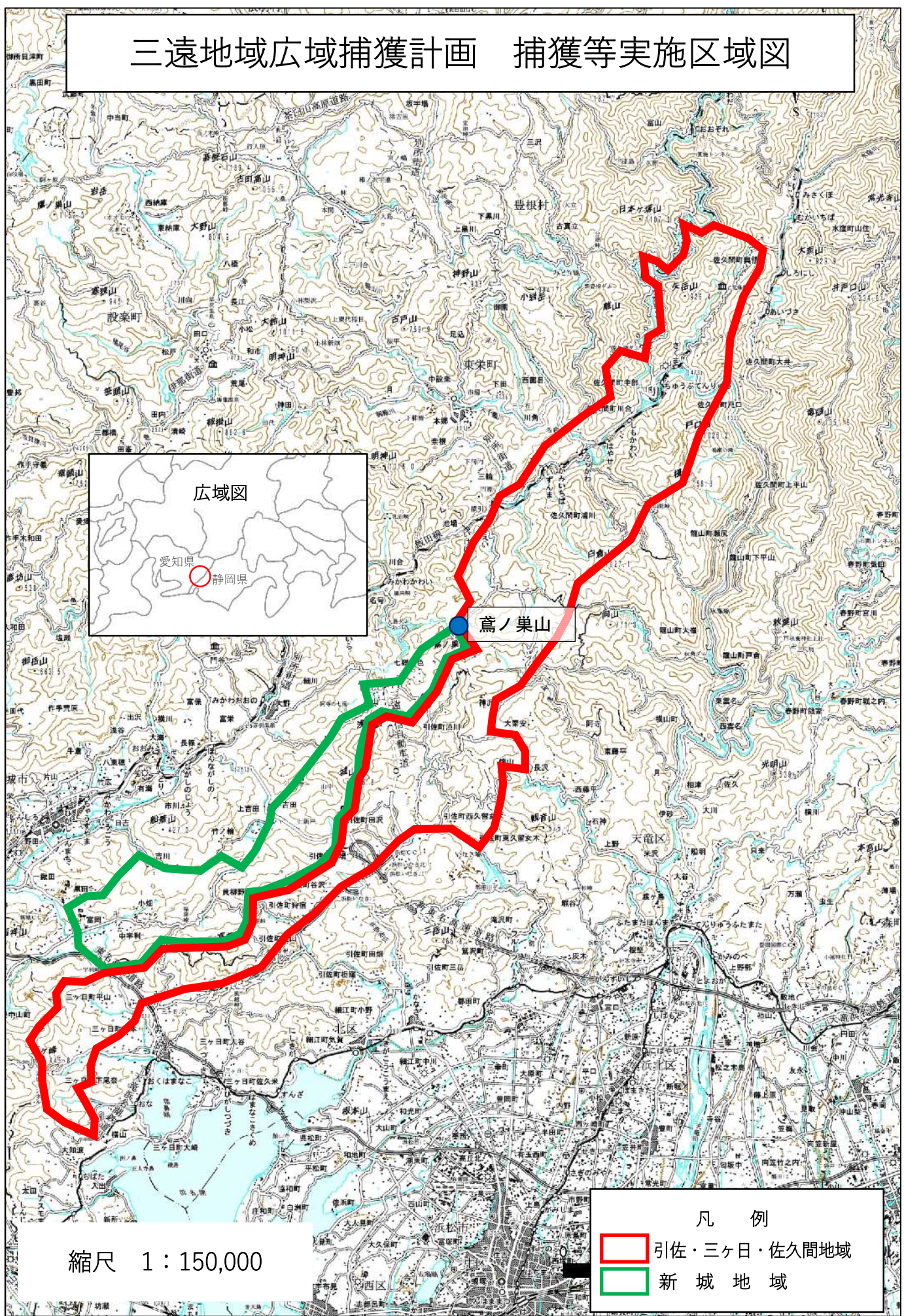
各県の捕獲結果や各種モニタリングの結果は情報共有し、双方の各種計画等に反映させる。

(注) 実施地域において捕獲等が適切に実施されたかの確認及び目標（被害軽減や密度低減等）への効果を測る方法を記載すること（例：①下層植生の被度、②指定種の被度や個体数、③保全対象種の被度や個体数、④低嗜好性植物の割合、⑤ブラウジングラインの形成、⑥土壌流出、⑦事業区域内の植生被害状況の写真等を比較する等。）。そのため、どのような捕獲情報や被害・密度指標等を収集するのか記載し、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。なお、事業効果の比較は同じ場所・季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

10 その他

(注) 1～9の項目以外に追加する項目がある場合は、10以降に追加して記載する。

三遠地域広域捕獲計画 捕獲等実施区域図



- 凡 例
- 引佐・三ヶ日・佐久間地域 (Red line)
 - 新城地域 (Green line)

縮尺 1 : 150,000